

第 3 章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

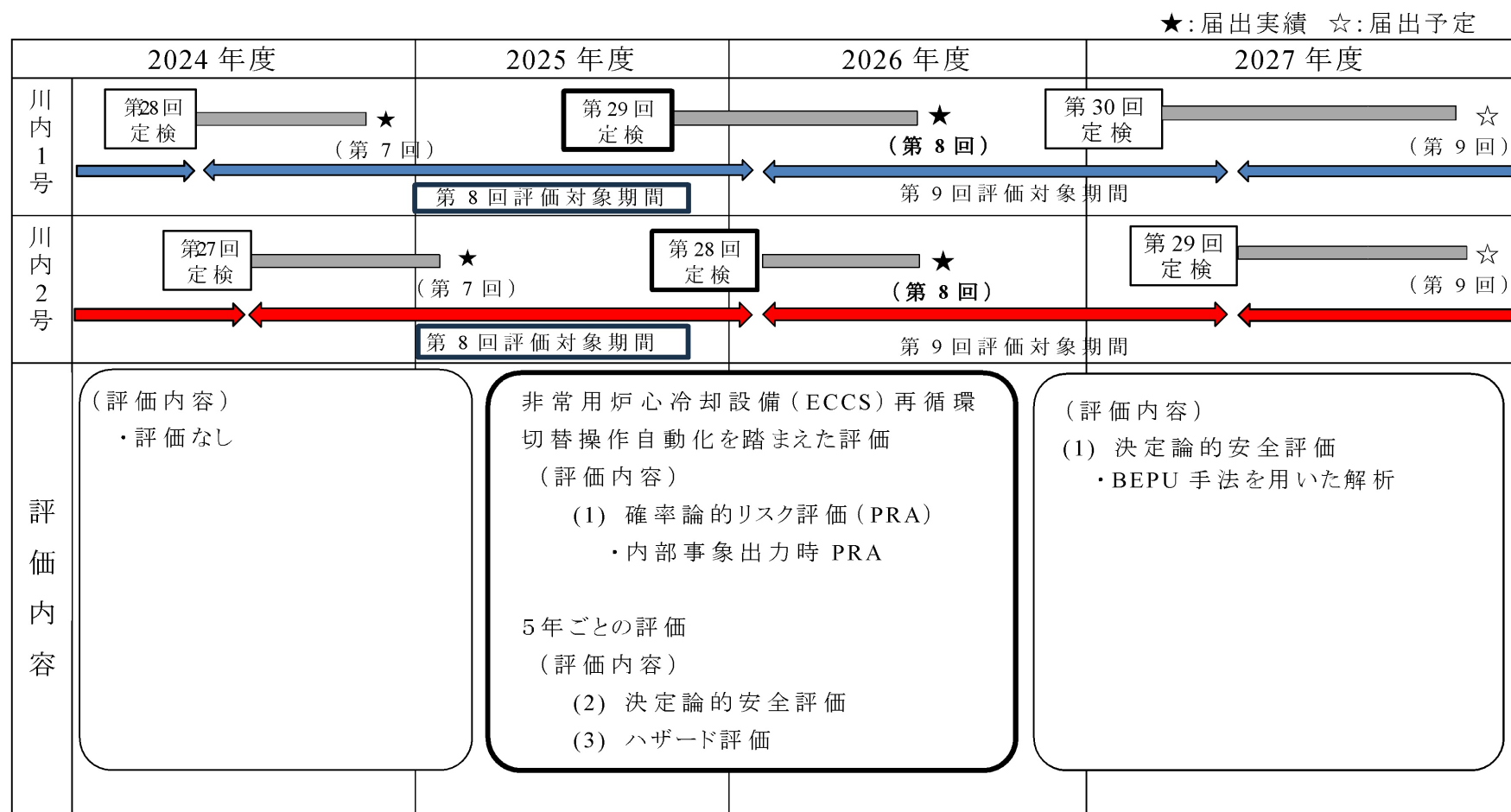
目 次

3. 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析	
3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価	3.1- 1
3.1.1 決定論的安全評価	3.1.1- 1
3.1.1.1 決定論的安全評価	3.1.1- 1
3.1.1.2 安全裕度評価	3.1.1- 2
3.1.2 確率論的リスク評価 (PRA)	3.1.2- 1
3.1.3 ハザード評価	3.1.3- 1
3.2 安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価	3.2- 1

3. 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価

本届出を含めた「3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価」における評価計画を第 3.1-1 図に示す。各評価の詳細については、3.1.1~3.1.3 章参照。



第 3.1-1 図 3 章の評価計画

3.1.1 決定論的安全評価

3.1.1.1 決定論的安全評価

決定論的安全評価については、前回届出書(1号機第7回安全性向上評価届出書(令和7年3月28日付け原発本第238号)、2号機第7回安全性向上評価届出書(令和7年6月23日付け原発本第55号))において、自主的に講じた措置、設備・機器の性能及び安全解析で用いている解析コードの更新・不具合情報の調査を行い、決定論的安全評価の見直しが不要であることを確認している。前回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていない。

さらに、評価時点における自主的に講じた措置、設備・機器の性能及び解析コードの更新・不具合情報について第4届出書(1号機第4回安全性向上評価届出書(令和3年6月15日付け原発本第38号)、2号機第4回安全性向上評価届出書(令和3年7月26日付け原発本第68号))と同様に確認した結果、「1.2 設置の許可に関する事項」に示す評価への影響を及ぼすような要因はなかった。

また、今後講じる措置等に応じてその効果を適切に評価すること等を目的として、最新知見を取り入れた評価手法(最新評価コード、統計的安全評価手法等)についても調査、研究・開発に取り組んでいる。

以上より、最新の原子炉設置変更許可を受けた「1.2 設置の許可に関する事項」に示す評価への影響はなかったため、見直しは必要とはならない。また、最新知見を取り入れた評価手法の調査、研究・開発に取り組んでいる。

3.1.1.2 安全裕度評価

安全裕度評価については、第 6 回届出書において、特重施設の重大事故等 (SA) への活用を踏まえ評価を実施した。第 6 回届出書の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第 6 回届出書の記載内容から改訂する必要はない。